

1. セリンクロ処方に関する eラーニング研修

留意事項

セリンクロ処方には適切な研修の受講が求められています

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について セリンクロ錠10mg

本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において「アルコール依存症治療の主体は心理社会的治療であることから、服薬遵守及び飲酒量の低減を目的とした心理社会的治療と併用すること。」とされているので、本製剤の薬剤料については、以下のすべての要件を満たした場合に限り算定できること。

ア アルコール依存症の患者に対して、アルコール依存症に係る適切な研修を修了した医師が、アルコール依存症に係る適切な研修を修了した看護師、精神保健福祉士、公認心理師等と協力し、家族等と協議の上、詳細な診療計画を作成し、患者に対して説明を行うこと

イ 必要に応じて患者の受入が可能な精神科以外の診療科を有する医療体制との連携体制があること

ウ 心理社会的治療については、アルコール依存症に係る適切な研修を修了した医師によって行い、その要点及び診療時間を診療録に記載することなお、少なくとも本剤の初回投与時においては、30分を超えて当該治療を行うこと(本剤の初回投与までの診療時において30分を超えて当該治療を行った場合を除く)

エ ア及びウに定めるアルコール依存症に係る適切な研修は、「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。)区分番号「A231-3」**重度アルコール依存症入院医療管理加算の算定にあたり医師等に求められる研修に準じたものであること**

処方に必要な研修としてeラーニング研修が認められました

事務連絡 令和3年10月8日
疑義解釈資料の送付について(その77)

問1 平成31年2月25日付保医発0225第9号「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について」2(1)セリンクロ錠10mg①エにおいて、「アルコール依存症に係る適切な研修は・・・「A231—3」重度アルコール依存症入院医療管理加算の算定にあたり医師等に求められる研修に準じたものであること」とされているが、ここでいう「準じたもの」とは、どのような研修があるのか。

(答)現時点では、一般社団法人日本アルコール・アディクション医学会及び一般社団法人日本肝臓学会が主催する「アルコール依存症の診断と治療に関するeラーニング研修」が該当する。

引用:厚生労働省保険局医薬課.疑義解釈資料の送付について(その77)(令和3年10月8日発出)
(https://www.nisseikyo.or.jp/gyousei/shinryou/images/2020/gigi77_20211008.pdf)